

委員会提出議案第4号

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年10月5日提出

秦野市議会運営委員会

委員長 川口 薫

提案理由

地方自治法第102条の2第1項の規定による通年会期制を導入するに当たり、必要な事項を定めるため、改正するものであります。

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「招集された日の」を削る。

第5条を次のように改める。

（会議の種類）

第5条 会議は、定例会会議及び臨時会議とする。

2 定例会会議は、秦野市議会の会期等に関する条例（令和3年秦野市条例第号）第2条第1項に規定する定例日に開催する会議とする。

3 臨時会議は、前項以外の会議とする。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第10条第1項中「第1条第1項第1号及び第2号に規定する日」を「第1条第1項に規定する本市の休日」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があったとき又は審議期間の異なる定例会会議若しくは臨時会議が開かれたときは、この限りでない。

第65条本文中「会期中」を「定例会会議又は臨時会議の期間中」に改める。

第111条の見出し中「閉会中の」を削り、同条第1項中「閉会中」を「次の会期において」に改め、同条第2項を削る。

第146条第3項を削る。

第147条第2項中「及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

委員会提出議案第4号 秦野市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p><u>(会議の種類)</u></p> <p>第5条 会議は、定例会会議及び臨時会議とする。</p> <p>2 定例会会議は、秦野市議会の会期等に関する条例（令和3年秦野市条例第 号）第2条第1項に規定する定例日に開催する会議とする。</p> <p>3 臨時会議は、前項以外の会議とする。</p> <p>第6条及び第7条 削除</p> <p>(休会)</p> <p>第10条 秦野市の休日を定める条例（平成元年秦野市条例第8号）第1条第1項に規定する本市の休日は、休会とする。</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、<u>招集された日の開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</u></p> <p><u>(会期)</u></p> <p>第5条 会期は、<u>毎会期の初めに議会の議決により定める。</u></p> <p>2 <u>会期は、招集された日から起算する。</u></p> <p><u>(会期の延長)</u></p> <p>第6条 会期は、議会の議決により延長することができる。</p> <p><u>(会期中の閉会)</u></p> <p>第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、<u>会期中でも議会の議決により閉会することができる。</u></p> <p>(休会)</p> <p>第10条 秦野市の休日を定める条例（平成元年秦野市条例第8号）<u>第1条第1項第1号及び第2号に規定する日は、休会とする。</u></p> <p>2-4 (略)</p>

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったとき又は審議期間の異なる定例会議若しくは臨時会議が開かれたときは、この限りでない。

(発言の取消し及び訂正)

第65条 発言した議員は、その定例会議又は臨時会議の期間中に限り、議会の許可を得て発言の取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(継続審査)

第111条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長が議長に申し出なければならない。

(議長及び副議長の辞職)

第146条 (略)

2 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(発言の取消し及び訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長が議長に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議会運営委員会が閉会中においても会期日程、議案の取扱い等を調査できることとするため、議会運営委員の任期の初めに会議に諮ることができる。

(議長及び副議長の辞職)

第146条 (略)

2 (略)

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第147条 (略)

2 前条第2項の規定は、議員の辞職について準用する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(議員の辞職)

第147条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。